

掛川市規則第7号

掛川市駅周辺駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市駅周辺駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市駅周辺駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年掛川市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までを削り、第7条を第4条とし、第8条から第12条までを3条ずつ繰り上げる。

様式第1号から様式第4号までを削る。

様式第5号中「第7条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第6号中「第8条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第2号とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。